

(全国消費実態調査)

審 査 メ モ

1 全国消費実態調査の変更について

全国消費実態調査（以下「本調査」という。）は、家計の構造を「所得」、「消費」及び「資産」の3つの側面から総合的に把握するため、全国の世帯を対象として、家計の収入及び支出、住宅と宅地の所有状況、主要耐久消費財の所有数量、貯蓄・負債現在高等について調査を実施するものであり、調査の実施に当たっては、家計構造の実態を種々の角度から分析するために、各種世帯属性も把握することとしている。

総務省では、上記の各種調査事項を内容とする本調査について、平成26年実施に係る基本的な考え方を「平成26年に実施する全国消費実態調査に関する基本原則（以下「基本原則」という。）として作成しており、この基本原則に沿って調査内容を変更することとしていることから、本調査の変更内容が適当かどうか判断するに当たっては、まず、この基本原則の内容について、その適否及び必要十分性を確認する必要がある。その上で、本調査の変更内容の適否を判断する。

(1) 基本原則（資料4-2参照。）

① 基本的な考え方

全国消費実態調査は、全国の世帯を対象として、家計の収入及び支出、住宅と宅地の所有状況、主要耐久消費財の所有数量、貯蓄・負債現在高等を調査し、家計の構造を「所得」、「消費」及び「資産」の3つの側面から総合的に把握することを基本とする。

また、調査の実施に当たっては、家計構造の実態を種々の角度から分析するために、各種世帯属性も把握する。さらに、世帯員ごとの個人的な収入（こづかい）及び支出を調査し、世帯単位の家計簿のみでは把握することが難しい詳細な消費構造及び個計化の状況も把握する。

平成26年調査においては、以下の4つの観点から、見直しを行う。

- a. 近年の課題及び新たなニーズを踏まえて、「介護・育児と所得・消費の関係」及び「自然災害による被災と資産・消費の関係」を把握 <該当調査票：世帯票>
- b. 公的統計の整備に関する基本計画（平成21年3月13日閣議決定）で求められている課題を踏まえて、「エネルギー消費の実態と耐久財の保有状況の関係」等を把握 <該当調査票：世帯票、耐久財等調査票>
- c. 前回調査（平成21年）における統計委員会諮問第11号の答申（平成21年1月19日付け府統委第5号）における「今後の課題」への対応 <該当調査票：世帯票>
- d. 耐久財品目の見直し、記入者負担の軽減、結果精度の向上等 <該当調査票：世帯票、耐久財等調査票、家計簿A、B、C、年収・貯蓄等調査票、個人収支簿>

(論点)

- a 平成26年度調査における4つの見直しの観点は、それぞれ、どのような考え方、根拠等に基づくものか。

② 調査事項

ア 所得（収入）

- ① 「家計簿A」（9、10月用）及び「家計簿B」（11月用）を用い、世帯の収入について、種類及び金額を調査する。また、収入に伴う控除に係る事項についても種類及び金額を調査する。ただし、現物収入については、入手方法及び品名を調査し、金額は見積額を調査する。
- ② 「年収・貯蓄等調査票」を用い、世帯の年間収入について、世帯主及び他の世帯員ごとに、種類別の金額を調査する。
- ③ 「個人収支簿」を用い、世帯員の個人的な収入について、種類及び金額を調査する。ただし、調査の対象とする世帯員は、18歳以上とする。

(審査結果)

基本原則の「1 基本的な考え方」において、「全国消費実態調査は、～家計の構造を「所得」、「消費」及び「資産」の3つの側面から総合的に把握することを基本とする。」としており、これに基づいて、家計の構造を「所得」の面から把握するものであることから、合理的であると考えられる。

イ 消費（支出）

- ① 「家計簿A」及び「家計簿B」を用い、世帯の支出について、「現金支出」、「口座自動振替による支払」及び「クレジットカード等による支払」ごとに、品名、用途及び金額を調査する。
- なお、「口座自動振替による支払」については、精度向上及び記入者負担軽減の観点から、毎月支出があると見込まれる品名を、家計簿にあらかじめ印刷（プレプリント）する。＜該当調査票＞ 家計簿A、B
- ② 「家計簿B」を用い、購入した全ての品目について、それらの購入地域及び購入先の店舗形態等も調査する。ただし、購入地域については、通信販売などで購入した品目を除外する。
- また、購入先の店舗形態等については、サービス料などの支出を除外する。
- ③ 「家計簿C」を用い、「世帯員へのこづかい」と家計簿記入者が把握した「世帯員の個人的な支出」を調査する。
- また、「個人収支簿」を用いて、「世帯員の個人的な支出」を調査する。ただし、調査の対象となる世帯員は、18歳以上とする。

(審査結果)

基本原則の「1 基本的な考え方」において、「全国消費実態調査は、～家計の構造を「所得」、「消費」及び「資産」の3つの側面から総合的に把握することを基本とする。」としており、これに基づいて、家計の構造を「消費」の面から把握するものであること

から、合理的であると考え。

(論点)

- a 「家計簿 (A、B)」において調査する「口座自動振替による支払」について、家計簿にあらかじめ印刷 (プレプリント) する品名は十分か。

ウ 資産

① 金融資産等

ア 金融資産

「年収・貯蓄等調査票」を用い、貯蓄現在高及び借入金残高について、種類別に有無及び金額を調査する。〈該当調査票：年収・貯蓄等調査票〉

イ 会員権

「耐久財等調査票」を用い、会員権 (ゴルフ、スポーツ・レジャークラブ、リゾートクラブ等の会員権で購入価格が5万円以上のもの) の所有数及び購入価格を調査する。〈該当調査票：耐久財等調査票〉

② 実物資産

ア 住宅・宅地資産

「世帯票」を用い、現住居等 (現在住んでいる住居及び土地) 及びその他の住宅・宅地について調査する。ただし、純資産額の算出のみに用いている「建築時期」等については、推計上必要な範囲に区分して調査する。〈該当調査票：世帯票〉

イ 主要耐久消費財

「耐久財等調査票」を用い、家具・電気製品等、自動車などの耐久消費財を調査する。調査品目については、次にあげる選定基準に基づいて、見直しを行う。ただし、純資産額の算出のみに用いている「取得時期」等については、推計上必要な範囲に区分して調査する。

また、自動車などの耐久消費財については、エネルギー消費との関係把握の観点からも、区分、名称等の見直しを行う。

[選定基準]

- (ア) 資産としての価値を計るため、最近時点の価格が安価ではないもの。
- (イ) 純資産額を推計するため、耐用年数が短期間でないもの (目安として、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の耐用年数が5年以上。)
- (ウ) 相当程度の普及率を有するもの (目安として、前回調査時に50%以上。)
- (エ) 上記(ア)～(ウ)を満たしていない場合でも、現在の消費行動を分析する上で把握する必要性が高いものや、将来の消費分析のために調査時点での状況を把握しておく必要性が高いもの。

〈該当調査票：耐久財等調査票、世帯票〉

(審査結果)

基本原則の「1 基本的な考え方」において、「全国消費実態調査は、～家計の構造を「所得」、「消費」及び「資産」の3つの側面から総合的に把握することを基本とする。」

としており、これに基づいて、家計の構造を「資産」の面から把握するものであることから、合理的であると考え。

(論点)

- a 「年収・貯蓄等調査票」は、「貯蓄現在高及び借入金残高」を把握するために、適当な設計となっているか。
- b 「耐久財等調査票」で把握する会員権の内容及び把握方法は適当か。
- c 「世帯票」で把握する現住居等の「建築時期」等について、調査対象とする「推計上必要な範囲」とはいかなるものか。
- d 「耐久財等調査票」の選定基準について、最近時点の価格が安価でないものは、どのように判断するのか。また、相当程度の普及率を有するものの目安を、前回調査時に50%以上の普及率とする理由は何か。さらに、選定基準の(エ)については、どのように判断するのか。
- e 「耐久財等調査票」で把握する自動車等の「取得時期」等について、調査対象とする「推計上必要な範囲」の区分とはいかなるものか。
- f 「耐久財等調査票」で把握する自動車等について、エネルギー消費との関係把握の観点から行う区分、名称等の見直しは、どのような内容及び理由により行われるものか。

エ 世帯属性

「世帯票」を用い、「全世帯員に共通する事項」、「3か月以上不在の家族に関する事項」、「子供(同居以外も含む。)に関する事項」及び「世帯の形態」等について、「所得」、「消費」及び「資産」との関係把握のため、特に重要な世帯属性を調査する。

調査事項及び選択肢については、社会・経済状況の変化、世帯の多様化、行政ニーズ等を踏まえたものとするが、他の調査事項等と当該調査事項等との重要性を比較衡量した上で、記入者負担の増加とならないよう配慮する。＜該当調査票：世帯票＞

(審査結果)

基本原則の「1 基本的な考え方」において、「調査の実施に当たっては、家計構造の実態を種々の角度から分析するために、各種世帯属性も把握する。」としており、これに基づいて、「所得」、「消費」及び「資産」との関係把握のため、特に重要な世帯属性を調査するものであり、調査事項及び選択肢について、記入者負担の増加とならないよう配慮するものとされていることから、合理的であると考え。

(論点)

- a 調査事項及び選択肢の設定に際して考慮する「社会・経済状況の変化」、「世帯の多様化」及び「行政ニーズ等」とは、具体的にどのようなものか。
- b 上記aに基づき、「特に重要な世帯属性」として、どのような変更が予定されているか。
- c 「他の調査事項等と当該調査事項等との重要性を比較衡量した上で、記入者負担の増加とならないよう配慮する。」とは、具体的にどのようなことか。

③ その他

ア 調査票様式

記入者負担の軽減及び精度向上を図るため、調査票のサイズ、文字の大きさ、調査事項の配置、文言表現等を見直す。

また、他調査における同様・類似の調査事項については、選択肢の区分、名称、配列等の整合を図る。＜該当調査票：世帯票、耐久財等調査票、年収・貯蓄等調査票、家計簿A、B、C、個人収支簿＞

(審査結果)

基本原則の「1 基本的な考え方」において、「d. ～記入者負担の軽減、結果精度の向上等」が平成26年調査の見直しの観点の一つとされているとともに、同様・類似の調査事項について、他調査と選択肢の整合を図ることは、利用者ニーズの観点から、調査結果を比較する際に重要であることから、合理的であると考ええる。

(論点)

- a 調査票のサイズ、文字の大きさ、調査事項の配置、文言表現等について、記入者負担の軽減及び精度向上を図るために、どのような考え方により見直しを行う予定か。
- b 選択肢の区分、名称、配列等について、具体的に、どのような他調査の同様・類似の調査事項と整合を図ることを想定しているか。

イ 調査方法

報告者が、紙媒体の調査票を調査員に提出する方法と、電子調査票によりオンラインで回答する方法のいずれかを選択できる方式とする。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定）において、統計データについては、オンライン調査の徹底について推進を図るとされていることを踏まえ、記入者負担軽減や審査事務効率化の観点から、オンライン調査の利便性を高め、オンラインでの回答拡充を図る。

(審査結果)

「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定）を踏まえた措置であり、合理的であると考ええる。

(論点)

- a 電子調査票によりオンラインで回答する方法は、どのような方法で行われるか。
- b 「オンライン調査の利便性を高め、オンラインでの回答拡充を図る」ための措置は、妥当なものとなっているか。
- c オンライン回答率は、どの程度とすることを目標としているか。

ウ 調査系統

「家計簿A」及び「家計簿B」による調査は、都道府県及び市区町村経由で実施する。「家計簿C」及び「個人収支簿」による調査は、調査依頼の困難性を考慮し、家計調査の終了世帯を対象として、調査系統も家計調査と同じ都道府県経由で実施する。

(審査結果)

調査依頼の困難性を考慮して調査票の調査系統を分けているものであり、合理的であると考える。

(2) 今回調査事項の変更（資料4－3参照。）

（共通論点）

- a 下記の各調査事項及び選択肢の変更について、変更理由は基本原則に沿ったものとなっているか。

① 調査事項に係る変更

ア 変更事項1（新設）＜該当調査票：世帯票＞

世帯票について、「配偶者の有無」等の調査事項を新たに追加するとともに、「設備の有無」については、耐久財等調査票から一部の品目を移動する。

（改正一覧1頁参照）

（審査結果）

社会・経済状況の変化に対応するとともに、世帯の多様化及び行政ニーズ等を踏まえて調査事項を新設するものであり、「基本原則」にも適合しており、適当であると考える。

イ 変更事項2（詳細化・整理統合）＜該当調査票：耐久財等調査票＞

耐久財等調査票で把握する耐久財品目について、対象品目の一部見直し（「LED照明器具等」の追加など）を行う。

（改正一覧2頁参照）

（審査結果）

「耐久財等調査票における品目の選定基準」に基づいて、最近時点の価格、耐用年数、普及率及び消費との関係における必要性等を総合的に判断し、状況をより詳細かつ的確に把握するため見直すとともに、初めから住居に備えられていることが多い一部の調査品目（システムキッチン等）については、耐久財等調査票から世帯票に移行して調査するものであり、「基本原則」にも適合していることから、適当であると考える。

ウ 変更事項3（削除）＜該当調査票：世帯票＞

世帯票について、調査事項の一部（「水洗式トイレの有無」等）を削除する。

（改正一覧2頁参照）

（審査結果）

水洗式トイレは普及率が90%を超え、帰属家賃の推計には不要となっていること、また、他調査（平成25年住宅・土地統計調査（総務省））においても削除している調査事項であることから、記入者負担の軽減の観点から調査事項を削除するものであり、「基本原則」にも適合していることから、適当であると考える。

② 選択肢に係る変更

ア 変更事項 1 (新設) <該当調査票：年収・貯蓄等調査票、世帯票>

年収・貯蓄等調査票及び世帯票の調査事項について、選択肢を新たに一部追加（「就業」、「非就業」の別）等する。
(改正一覧 3 頁参照)

(審査結果)

報告者の記入漏れ、記入誤りを防ぐとともに、世帯の多様化、行政ニーズ等を踏まえて選択肢を新設するものであり、「基本原則」にも適合していることから、適当であるとする。

イ 変更事項 2 (分割) <該当調査票：家計簿 A、B、耐久財等調査票、世帯票>

家計簿 (A、B)、耐久財等調査票及び世帯票の調査事項について、選択肢を一部分割（「大学等」を「短大・高専」と「大学」に分割する等）する。
(改正一覧 3、4 頁参照)

(審査結果)

結果精度の向上、エネルギー消費との関係把握、社会・経済状況の変化への対応、また、他調査における同様・類似の調査事項との整合等の観点から、選択肢の分割等を行うものであり、「基本原則」にも適合していることから、適当であるとする。

ウ 変更事項 3 (統合) <該当調査票：耐久財等調査票、世帯票>

耐久財等調査票及び世帯票について、選択肢を一部統合（「ゴルフ会員権」とこれ以外の会員権を「会員権」に統合する等）する。
(改正一覧 4 頁参照)

(審査結果)

選択肢を分けて調査する必要性が低いもの、また、他調査における同様・類似の調査事項との整合等の観点から、選択肢の統合を行うものであり、「基本原則」にも適合していることから、適当であるとする。

エ 変更事項 4 (変更) <該当調査票：世帯票>

世帯票について、住んでいる共同住宅の階数を把握する選択肢を、選択方式から記述方式に変更する。
(改正一覧 5 頁参照)

(審査結果)

共同住宅の低層階と高層階に住んでいる世帯の消費状況の差を精緻に把握するとともに、他調査における同様・類似の調査事項との整合等の観点から、選択肢の変更を行うものであり、「基本原則」にも適合していることから、適当であるとする。

③ その他の変更 <該当調査票：家計簿 A、B、C、世帯票、耐久財等調査票、年収・貯蓄等調査票、個人収支簿>

調査票について、一部変更を行う。
(改正一覧 5～8 頁参照)

(審査結果)

記入漏れの防止等による結果精度の向上及び記入者負担の軽減の観点から変更が行

われるものであり、「基本原則」にも適合していることから、適当であると考え。

(3) 報告を求める者の変更

調査員の負担の軽減を図ることにより、調査依頼及び記入指導を短期間で確実にを行い、もって、調査の精度向上に資するため、甲調査における1調査単位区（注）から抽出する2人以上の世帯を12世帯から11世帯に変更するとともに、単身世帯を0～2世帯から1世帯に変更する。

なお、前回調査と同程度の調査対象数を維持するため、1調査単位区当たりの世帯数を削減することに伴って、調査単位区数を増加させる。

（注）調査単位区は、国勢調査調査区の2調査区をもって1調査単位区としており、1人の調査員が1調査単位区を担当することとなっている。

（審査結果）

調査員の負担の軽減を図ることにより、調査依頼及び記入指導を短期間で確実にを行い、もって、精度向上に資するため、調査員が担当する調査単位区当たりの世帯数を変更するものであり、適当であると考え。

（論点）

- a 甲調査における1調査単位区当たりの2人以上の世帯数を、12世帯から11世帯に変更することにより、調査員事務において、どのような効果が期待できるか。
- b 甲調査における1調査単位区当たりの単身世帯数を、0～2世帯から1世帯に変更することにより、調査員事務において、どのような効果が期待できるか。

(4) 調査方法の変更

調査員等による審査を省力化し、もって調査の一層の合理化を図るため、また、「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定）において、統計データについては、オンライン調査の徹底について推進を図るとされていることを踏まえ、甲調査について、平成21年調査では一部地域で実施したオンラインによる回答方式を、今回の調査においては、全調査単位区に拡大して実施する。

（審査結果）

「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定）を踏まえた措置であり、「基本原則」にも適合していることから、適当であると考え。

（論点）

- a 調査方法の変更は、どのような内容及び理由により行われるものか。

2 前回（平成21年）答申等における今後の課題への対応

本調査については、統計委員会諮問第11号の答申（平成21年1月19日付け府統委第5号）において、的確な統計整備、円滑な調査の実施等を図る観点から、論点に記載の点が今後の課題とされていることから、課題に対する調査実施者における対応状況及び検討状況並びに今回の変更内容の必要性及び妥当性について検討する必要がある。

（なお、下記課題a,bについては、「平成24年度統計法施行状況報告」（平成25年6月21日）に

において「実施済」とされており、これについて、統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合において「実施済」は妥当と整理され、この点については、平成25年9月27日開催の第68回統計委員会においてその旨了承されていることから、審議の対象とはしない。)

統計委員会諮問第11号の答申（平成21年1月19日付け府統委第5号）における指摘

○ 全国消費実態調査について、よりの確に家計の実態を把握する等の観点から、今後、地方公共団体等の事務負担や記入者負担にも留意しつつ、以下の課題について見直しを進める必要がある。

ア 家計の個計化の進展を踏まえ、よりの確に家計の実態を把握する観点から、次のような検討を行う必要がある。

a 甲調査の「年収・貯蓄等調査票」について、資産の個計化を捉えるため、貯蓄現在高を世帯員別に把握することの可否。

b 現在、家計調査の終了世帯を対象に実施している乙調査（個人収支簿）について、「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する答申（平成20年12月統計委員会）（以下「基本計画答申」という。）において、「家計収支を把握する各種統計調査において、個計化の状況をよりの確に把握することに関して検討する。」（平成23年中に結論を得る。）との指摘が行われていることから、この検討状況を踏まえた本調査の在り方。

イ 家族の形態が多様化している状況を踏まえ、甲調査の「世帯票」について、「(16) その他の人の場合」に「世帯主との続柄」を追加することなどにより、非同居の家族を含めた多様な家族類型別集計を行い、公表することを検討する必要がある。

ウ 甲調査の「世帯票」において、住宅に関する事項を把握しているが、住宅・土地統計調査、国勢調査等においてもほぼ同様な調査事項が盛り込まれており、所要の調整を検討することが必要となっている。これについては、基本計画答申において、「住宅・土地に関する統計体系について検討する。」（平成25年調査の企画時期までに結論を得る。）との指摘が行われていることから、この検討状況を踏まえつつ、対応を図る必要がある。

エ 家計資産を的確に把握する観点から、次のような検討を行う必要がある。

a 甲調査の「年収・貯蓄等調査票」において、株式を国内、国外別に把握することの可否。

b 現在把握していない「宝石・貴金属、美術品、骨董品等」の世帯の資産について、諸外国の調査事例やその結果表章の状況を踏まえつつ、その把握の可否。

その際、価格評価の方法の検討とともに、どの調査票（耐久財等調査票、年収・貯蓄等調査票）で把握することが適切かについても検討する必要がある。

ア b は、
審査対象外

(審査結果)

上記課題について、それぞれ必要な対応や検討が行われており、妥当と考える。

(論点)

a 上記課題に対して、それぞれどのような検討及び対応を行ったか。また、対応できないものについて、その理由は妥当か。